

交	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

運 免 第 1 1 6 号
令 和 4 年 5 月 6 日

各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長

認知機能検査等の受検義務免除に関する診断書等の取扱いについて

道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号。以下「改正法」という。）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第7号。以下「改正府令」という。）により、一定の場合には、運転免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）等の際の認知機能検査等（改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査等をいう。以下同じ。）の受検義務を免除することとされ、令和4年5月13日から関係規定が施行されることとされた。このうち、認知機能検査等の受検義務の免除に関する医師が作成した診断書その他の書類を提出した場合における取扱いについては下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 基本的な考え方

一定の期間内に認知症かどうかについて医師の診断を受けるなどして、認知機能検査等と同等以上にその者の認知機能の状況を確認することができる場合には、認知機能検査等を受ける必要がないものとして、その受検義務を免除するものである。

2 受検義務が免除される診断書その他の書類の要件

認知機能検査等の受検義務の免除を受けるための診断書その他の書類（以下「診断書等」という。）の要件については、その者が認知症に該当する疑いがないと認められるかどうかに関する医師の意見及び当該意見に係る検査の結果が記載されたものとされている（改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第26条の4第3号、第29条の2の3第3号及び第29条の2の5第1項第4号）。

この点、前記1の基本的な考え方に鑑み、法第102条第1項から第4項までの規定による診断書提出命令に基づき提出する診断書のように、認知症かどうかに関する専門医又は主治医の診断結果等が記載されていることまでを要件とするものではないことに留意すること。

なお、診断書以外の「その他の書類」としては、例えば、一部の自治体が医療機関と連携し、高齢者に対して独自に行っている認知機能検診の結果が記載された書面が考えられる。

3 留意事項

(1) 「認知症又はその疑い」である旨の診断書等が提出された場合

前記2の要件を満たす診断書等を提出した者については、当該診断書等が「認知症又はその疑い」である旨の医師の意見が記載されたものであっても、認知機能検査等の受検義務は免除されることに留意すること。

なお、「認知症又はその疑い」である旨の医師の意見が記載された診断書等が提出された場合には、運転免許の取消処分等又は必要に応じて臨時適性検査等を行うこととなるため、これらの手続について明確に教示すること。

(2) 診断書等の作成日及び提出時期

免許証の更新の際の認知機能検査等や法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者（以下「特定失効者等」という。）が運転免許を再取得する際の認知機能検査等については、それぞれ受検期間（免許証の更新を受けようとする者については更新期間が満了する日前6月以内、特定失効者等については免許申請書を提出した日前1年以内）が定められており、これらの受検期間内に診断書等を提出した者については、認知機能検査等を受検する必要はない。また、臨時認知機能検査等については、基準行為（法第101条の7第1項に規定する政令で定める行為をいう。）をした日の3月前の日以降に診断書等を提出した者については、認知機能検査等を受ける必要はない。

なお、当該診断書等の作成時期についても、それぞれの期間内である必要があることに留意すること。

4 診断書等が提出された場合の対応

(1) 診断書等の受付窓口

診断書等の受付窓口は、県内各自動車運転免許試験場及び警察署交通課とする。

なお、本件については、県民の利便性を確保するため、運転免許証の更新を行っていない警察署においても実施するものであることに留意されたい。

(2) 提出書の作成

認知機能検査等の受検義務免除に関する診断書等が提出された場合には、診断を受けた者の住所、氏名、生年月日、連絡先、診断書作成日、診断書提出日等を別紙1「認知機能検査等の受検義務免除に関する提出書」（以下「提出書」という。）に記載（代筆可）すること。

(3) 提出者への教示

提出した者へは、後日、担当者から認知機能検査等免除に関する連絡又は書類が郵送される旨を伝えること。

(4) 運転免許課への提出書の送付

診断書等を受領した者は、提出書の右下部に所属、氏名を記載し、診断書等と提出書を運転免許課高齢運転者等支援係宛へ送付すること。

5 認知機能検査等の受検義務免除対象者

免許申請書を提出する日における年齢が75歳以上の者、又は免許証の更新満了日における年齢が75歳以上の者、かつ、改正法施行後の道路交通法（以下「新法」という。）

が適用する者（以下「対象者」という。）。

6 認知機能検査等の受検義務の免除を証する書面の交付

対象者の提出した診断書等が、認知機能検査等の受検義務免除の要件を満たしている場合は、対象者へ別紙2「認知機能検査等免除通知書」（以下「通知書」という。）を交付すること。通知書が交付された者は、免許証の更新等の手続の際、申請書に認知機能検査結果通知書を添付しないこととなる。

また、通知書が交付された者については、運転者管理システムへの登録を行うことにより、認知機能検査等の受検義務が免除されることを把握できるようになっている。

7 新法適用者について

改正法では、経過措置が設けられ、施行日（令和4年5月13日）から起算して6月を経過した日（令和4年11月13日）を「基準日」とし、改正法施行前の道路交通法（以下「旧法」という。）が適用になるか新法が適用になるかは、運転免許証の有効期間満了日が「基準日」より前か、「基準日」以後であるかで判断することとなる。

ただし、有効期間満了日が令和4年（平成34年）11月12日（土）又は同年11月13日（日）の場合、実質の有効期間満了日が令和4年11月14日（月）であり、前述の「基準日」以後となることから、新法適用となることに留意されたい。

【新法・旧法が適用される例】

運転免許証に記載の有効期間満了日	実質の有効期間満了日	適用する法律	参考となる事例
令和4年11月11日（金） （平成34年の表記の方も含む。）以下同じ。	令和4年11月11日（金）	旧法	○ 認知機能検査等の受検義務免除なし
令和4年11月12日（土）	令和4年11月14日（月）	新法	○ 認知機能検査等の受検義務免除あり
令和4年11月13日（日）	令和4年11月14日（月）	新法	同 上
令和4年11月14日（月）	令和4年11月14日（月）	新法	同 上

8 診断書等提出から通知書送付までの流れ

診断書等提出から通知書送付までの流れについては、別添チャートを参照すること。

担当 運転免許課 高齢運転者等支援係

認知機能検査等の受検義務免除 に関する診断書等提出書

認知機能検査等免除のための診断書等を提出いたします。

住 所

氏 名

生年月日 昭和 年 月 日生

電話番号

診断書作成日 令和 年 月 日

診断書提出日 令和 年 月 日

受領者（所属・氏名）：

令和 年 月 日

様

青森県警察本部交通部
運 転 免 許 課 長

認知機能検査等免除通知書

令和 年 月 日、認知機能検査等免除のための診断書等を受領いたしました。

内容を審査した結果、認知機能検査等の受検義務免除の要件を具備していると判断しました。

この書類は、免許証の更新手続時等に提出する認知機能検査結果通知書に代えることができます。手続きの際にお持ちください。

(ただし、更新手続の場合は診断書の作成日及び提出日が、運転免許証の更新期間が満了する日前6月以内、特定失効者又は特定取消処分者の場合は申請日の前1年以内のものに限ります。)

診断書作成日 令和 年 月 日

診断書提出日 令和 年 月 日

青森県警察本部交通部運転免許課
高齢運転者等支援係
連絡先：017-782-0081

診断書等が提出された際のチャート

